

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷四十第

行發日一月六年一十正大

## 論叢

不勞利得税を論ず . . . . . 法學博士 小川郷太郎

基督教文明の發展概論 . . . . . 法學博士 財部 靜治

社會哲學に於ける主意的二元論的思想 . . . . . 法學士 恒 藤 恭

經濟道と經濟術 . . . . . 法學士 作田 莊一

小作制と小作法 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 時論

我邦の地租を論ず . . . . . 法學博士 神戶 正雄

## 說苑

ジョン・ロックの私有權論 . . . . . 經濟學士 岩城 忠一

功利主義と生産政策 . . . . . 經濟學士 堀 經夫

## 雜錄

古川古松軒の著述に就て . . . . . 經濟學士 黑 正 巖

『共產宣言』の英譯本について . . . . . 法學博士 河 上 肇

附錄 . . . . . 本誌第十四卷總目錄 . . . . .

## 社會哲學における主意的

### 二元論的思想 (二)

恒 藤 恭

#### 七

社會契約の理論は、ホッブスの後にはプーフENDORF、トーマジウス、ロツクなどによつて繼承され、ルソーに至つて謂はば轉回點に達したのであるが、前の三人の學說に共通な點は、人類の自然状態を以て、ホッブスの如く、萬人對萬人の戰爭状態たるものと考へないで、人類は既に自然状態においても、自然法の支配の下に或る程度の社會生活をいとなむものであるといふことを認めながら、唯自然状態においては、生命財産等に對する保障が不十分であり、社會生活の根柢が安定を缺いてゐるから、人類は互ひに契約して國家を建設するのであると説いてゐる所に存する。プーフENDORFは自然状態を二様の意義に解し、之を以て各國民の歴史の初期において存在した現實の状态を意味すると共に、現實の國家状態から人間みづからの創意又は神の暗示に基く一切の制規及び制度を抽象し去つた後の状態を意味するものと考へて居り、<sup>1)</sup>ロツクも是れに倣つて、自然状態を以て現在の國家状態の内容から國家の設定に基く一切の結果を除き去つた後

1) Pufendorf, Le droit de la nature et des gens, traduit du latin par Barbeyrac, II, 2, 1; I, 7; II, 2, 4.

の狀態たるものとして立論してゐる。<sup>2)</sup>この事はやがて、自然狀態の對偶たる國家狀態並びに前者より後者への轉移を可能ならしめる社會契約の意義に關する解釋に向つても、必然に影響を及ぼさざるを得ない。そして斯やうな社會契約説の方法論的意義の變化の傾向は、ルソーに至つて殊に顯著に看取し得られる。

ルソーの『民約論』にあふれてゐる民主々義的精神は、ホッブスの君主々義的學説と著しい對照を成すものであるけれど、社會の存立の原理に關しては、ルソーは根本においてホッブスの思想を受け容れてゐる。唯人間の社會生活のいとなみにおける意志の働き、殊に團體的意志の働きの重要性が、彼の學説においては、一層明瞭に浮き上らせられてゐる點に留意しなければならぬ。

——ルソーは、契約によつて成立する社會の外に、自然的連鎖 (De lien naturel) によつてあたへられる社會、例へば家族の如きものゝ存在を認めてゐるが、家族についてすらも、それが永續して存在し得る所以は、最早自然的ではなくて、有意的 (volontairement) であると説いてゐる。<sup>3)</sup>況んや彼が唯一の、社會らしき社會たるものと考へてゐる國家は、人民の合意によつてその存立の基礎をさづけられるものであらねばならぬ。ルソーによれば、社會契約の内容は、『吾等の各自は、共同に其身體と其總ての力を一般意思の最高命令の下に置く、そして更めて吾々は、全體の不可分の分子として自己の構成部分を受領する』といふにある。<sup>4)</sup>かやうな社會契約に基いて

2) Locke, Two Treatises on Government, II, 2.

3) Rousseau, Du Contrat social, I, 2.——市村、森口兩氏共譯、民約論——頁

4) ibid, I, 6.

各締約者の特殊的人格の代りに、精神的且つ合同的なる團體が成立し、後者は正にこの契約からしてその統一、その共同の自我、その生命及びその意志をさづけられるのである。この社會契約は國家を構成する全員の意志 (*volonté de tous*) を包容するものであるが、それからして、特殊意志 (*volonté particulière*) を壓迫する力即ち主權を有する一般意志 (*volonté générale*) が生まれる。國家は、その構成員の合同によつて生命をあたへられるところの一の精神的人格に他ならず、國家の最も重要な顧慮はそれ自らの保全にあるとすれば、國家は各部分を全體にとつて最も好都合な方法で働かし支配するために、一の普遍的且つ強制的なる力を必要とするわけである。恰も自然が各人にその四肢に對する絶對的の力をさづけけるやうに、社會契約は政治團體にあたへるに、そのすべての團體員に對する絶對的の力を以てする、この力が一般意志によつて運用されるときに、主權と呼ばれるのである。<sup>5)</sup> 而して相結合せる多數の人々が、彼等自らを單一體として視る限りにおいて、彼等は唯一つの意志を有するものであり、この意志が共同の存立並びに一般の安寧を維持するのである。<sup>6)</sup>

かやうにルソーが、國家を活動せしめ存續せしめる基本原理たるものと認めてゐるところの一般意志は、國家を構成する全員の意志の總和たるものではなく、反つて各個人は、既に社會契約に参加した以上、一般意志が自己の意志に一致すると否とを問はず、之によつて拘束されるものと説

5) *ibid.* II, 4. —和譯、七四一—七五頁

6) *ibid.* IV, 1. —和譯、二三—五頁

かれてゐるが、しかも一般意志は全員の意志とは没交渉に存立し得るものと考へられてゐない。何となれば、一般意志が特殊意志を拘束し得る所以は、畢竟それが、社會契約において表示された全員の意志によつて存立の基礎をあたへられてゐる點にあると認められてゐるからである。<sup>7)</sup> 各人は主權者を構成する一分子としては、一般意志の主體たる地位に立ち、主權に服する臣民としては一般意志によつて制約される特殊意志の主體たるに過ぎないといふルソーの構想の裡には、一般意志を以て、特殊意志を壓迫することにより社會的統一を現實に形成する力を有つところの實在的意志たるものと認める考へと、一般意志を以て特殊意志を指導して理想的なる社會的統一に向はしめるところの規準的意志たるものと認める考へどが、互ひに峻別されることなく混在してゐるやうに思はれる。前の方面における個人の意志と一般意志との間の現實的罅隙及び後の方面において兩者を距てる理想的間隔は、從來の意味における社會契約説の理論に内在する根本的缺陷であり、ルソーの民約論は、この缺陷を或る程度において填充しやうとする努力であるとも視得られるであらう。

## 八

ルソーの學説を轉回點として、社會契約説は、カントやフイヒテに至つては純粹なる理想的意義において構想されることとなつたが、社會契約の内容が個人の意志に對して先天的に妥當する

7) *ibid.* IV, 2. — 和譯、二四三—二四四頁8) *ibid.* I, 7. — 和譯、四三—四四頁

要求として解釋されるに伴うて、斯かる要求を個人と個人との意志の合致によつて成立する契約の形式において概念すべき理由が、漸次に薄弱となつて來ることを免れない。しかもカントにせよ、フイヒテにせよ、尙個人主義的社會觀の立場に眷戀たる態度を示してゐるが、ヘーゲルの社會觀においては、社會契約の理論は斷然一擲され、超個人的意志その者に、社會の存立の基礎が求められるに至つた。

『自然法の科學的考察方法』の論著において、ホッブス並びにカントの自然法理論に批判を加へたヘーゲルは、その後漸次に完成して行つた自らの哲學の體系の裡に、獨特の社會理論を展開した。——ヘーゲルは、社交性とか神の權威とかの如く、單に形式の上から思想 (Gedanke) たるものではなくて、内容の上からも亦思想たるところの原理、即ち意思を以て國家の原理として立てたルソウの功績を稱揚してゐるが、唯ルソウが意志を單に個別的意志 (der einzelne Wille) の形式において理會するに止まつてゐて、普遍的意志 (der allgemeine Wille) をなす、それ自らにおいて且つそれ自らにとりて合理的なる意志 (das an und für sich Vernünftige des Willens) として理會せず、單に、自覺的意志としての個別的意志からして生まれる共同的なるもの (Das Gemeinschaftliche) として理會した爲めに、國家における個人の結合を恣意、臆見及び任意の明示的同意を基礎とする契約たるに過ぎないものにして仕舞つた點を批難してゐる。そして、客觀的意志

(*der objektive Wille*) は、個人によつて認識されると否と、意欲されると否とに拘らず、その概念の裡においてそれ自ら合理的なものであるといふ根本概念を心に銘することにより、かの個別的意志の原理を斥けねばならぬと論じてゐる。かくてヘーゲルみづからの社會哲學においては、一切の個別的意志は、普遍的意志をアプリオリとして、後者によつて自らの存立の根據をあたへられるといつたやうな、從來の社會契約説におけるとは根本的に相違せる取扱ひを受けることとなつた。

ヘーゲルの哲學においては、あらゆる社會的なるものは、絶對的にそれ自ら存立する精神が、辨證法的形式の下に、實在の諸相に沿うて内面的必然的發展の道を辿りつゝ、やがて復た己れみづからの本來の立場に還つて絶對的自覺を體得する論理的實在的過程の一階段を意味するものとしての客觀的精神の世界に、その存在の地盤をあたへられてゐる。

それ自らの概念的存立の懸絶せる境地を離れた理念は、自然の世界の低きに自己を託した後、斯かる轉在を來したのと同一の論理的必然的動機に促されて、主觀的精神の世界に踏み上つて行く。それは初めは自然的なるものと緊密に結合して個人の身體の裡に靈魂(*die Seele*)として現れ、次には自己みづからの意識にめざめつゝ、精神としての働きを示すに至る。そして理性が深く自己を省察した結果は、自らの本質が自己規定又は意志にあることを認識するのであるが、<sup>4)</sup> 實踐的精

2) Grundlinien der Philosophie des Rechts, §258.

3) Encyclopädie der philosophischen Wissenschaften, §§ 391, 392.

4) *ibid.*, §§ 413-417, 435-439.

神 (der praktische Geist) も亦第一の階段においては、自然的個別性の状態にあつて、單なる個別的主觀的内容によつて充される。<sup>6)</sup> それらの内容を實踐的理性が意識する感情的形式は慾望 (Bedürfnisse) であり、欲望の中に含まれてゐる缺乏の状態と反對の意味をもつものは満足である。實踐的精神が、自然的個人として、自然的意志として、その慾望を満足せむとする努力を衝動 (Trieb) とらふ。<sup>8)</sup> 衝動の形式においては、意志は尙ほ主觀的個別的なるもの、偶然性を帯びるものとして、自由を缺いてゐるが、意志が思惟しつゝ其れ自らにおいて自由なるものとして、衝動に固有する特殊性を脱却するときは、種々の欲求につきて選擇を爲し得る力たる恣意 (Willkür) として現れる。<sup>9)</sup> しかも恣意は、單に特定の個人の意志として、衝動の中に含まれてゐる特殊的内容から自己を區別することによつて、自由なる普遍性 (freie Allgemeinheit) に到達した途であつて、その自由なり普遍性なりは、無内容であり、形式的であり、抽象的であることを免れない。<sup>10)</sup> 然るに意志の本質は自己規定に存する以上、意志は何物かに向つて自己を規定しなければならぬわけであるが、恣意の階段にあつては全くその内容が空虚であるから、衝動の内容からしてみづからの規定の對象を求め來らざるを得ない。即ち恣意には、自由なる自己規定の形式的要素が内在すると共に、感性的にあたへられた要素も含有されてゐるのである。恣意において見られるところの、斯様な形式と内容と、抽象的普遍性と感覺的特殊性との反立を止揚することによつて、

5) ibid. §§ 468-470.  
 6) ibid. §§ 471.  
 7) ibid. §§ 472.  
 8) ibid. §§ 473-474.  
 9) ibid. §§ 47-478.  
 10) Pihl. d. R. §§ 12-14.



意志は真正なる自由を獲得する<sup>11)</sup>。それは最早單に自由であるといふだけではなく、己れみづからを自由なるものとして認知し、この自由を實現することを以てみづからの唯一の任務とする<sup>12)</sup>。されば自由なる精神は、理論的精神と實踐的精神との統一に他ならぬ。而して自由を實現することは自由を客觀的ならしめること、換言すれば自由を個人及び彼等の恣意に倚存しない實在的世界にまで形成することの謂ひであり、かくして實在性を獲得し、客觀的自由の世界に到達した意志は客觀的精神と呼ばれるのである<sup>13)</sup>。

## 九

ヘーゲルの意味における自由は、單に精神に固有なる屬性たるものではなく、進み行く解放の過程即ち自己發展の過程であり、自由意志の定在 (Dasein) としての法、又は理念としての自由も亦、客觀的精神の諸相を顯現しつつ、己れ自らをその内面的必然性に從つて發展するものと思惟されてゐる。その發展は先づ人格者の形式的且つ抽象的な法に始まり、次には主觀性の法即ち道德 (die Moralität) の階段を経て、終りに普遍的合理的意志としての法即ち人倫 (die Sittlichkeit) の階段に達するものとされてゐる<sup>2)</sup>。

かやうな客觀的意志の發展階段の構想は、ヘーゲルが社會契約説の思想を攻撃しながらも、しかもその影響の下に立つてゐることを示すものであつて、抽象法 (das abstrakte Recht) の階段は

11) Encycl., §§ 478, 481-482; Phil. d. R. § 21.

12) Phil. d. R., § 23-24.

13) Encycl., §§ 483; Phil. d. R. 26-28.

1) cf. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts neu herausgegeben von Lasson, 2. A., S.S. XLIV, LXVII.

2) Phil. d. R., § 33; Encycl., § 487.

社會契約説における自然状態に照應し、人倫の階段は、後者における國家状態もしくは社會状態に照應するものと言はざるを得ない。<sup>3)</sup> 唯狹義における法と道德との關係についてのヘーゲルの見解と彼の辨證法的動機とが結合して、抽象法から人倫への發展過程の中間に道德の世界が介在せしめられてゐるために、右の照應はそのありの儘の形態において現れては居ない。

それ自らにおいて且つそれ自らにとりて自由なる意志は、先づ單に己れ自らを意識せる、無内容にして形式的なる意志として、人格者 (Person) として現れる。即ち主體が己れ自らを、一切の具象的制限を否定せる全然抽象的なる自我として意識する處に、人格 (Personlichkeit) は成立するのである。されば人格は、自由の理念が、未だ具象的發展を爲すに至らず、單なる抽象的狀態に留まつてゐるものであり、その中に權利能力を包含しつゝ、恰も抽象的且つ形式的なる法の根柢を構成するのである。<sup>4)</sup> —— 他を排して己れを固執する個別意志としての人格者は、生ける肉體的なる個性に他ならぬ、斯かる人格者と物との關係において所有權 (Eigentum) が生まれ、人格者と人格者との關係において契約 (Vertrag) が成立し、人格者が自己其者に對して自己を反立せしめる關係において不法 (Unrecht) が發生する。<sup>5)</sup> 先づ人格者は理念として實在するために、その自由の外部的範圍を必要とするのであるが、人格者が自由なる意志として物を占有し、以て初めて實在的なる意志となることにおいて、所有權は成立し、個々の人格者が所有權において個別者

3) cf. Hegel, Die Vernunft in der Geschichte, II, 3, d; Phil. d. R., 275.

4) Phil. d. R., §§ 34-36.

5) ibid., §40.

の意志として客觀化されるところから、所有權は私有權の性質を帯びるに至る。<sup>6)</sup>而して所有權は、外物としての定在たる方面においては、他の外物との關係においてその定在を保つのであるけれど、意志の定在としては、他の人格者の意志に對してのみ對立するのであり、この意志と意志との關係が、定在としての自由を成長せしめる固有の地盤を提供するのである。單に物と自己の意志とを媒介として所有權を有するのではなくて、他の意志をも媒介として所有權を有するために、共同意志が形成されるときは、茲に契約が成立する。<sup>7)</sup>けれども契約における共同意志 (der gemeinsame Wille) は、特殊意志をその支配に服せしめた所の眞に普遍的なる意志ではない、従つて特殊意志 (die besonderen Willen) は客觀的なる法を肯定することも否定することも爲し得るわけであり、後の可能性からして不法が生まれるのである。<sup>8)</sup>

不法は法の否定であり、刑罰によつて法の否定の否定が行はれる。斯かる抽象的普遍的意志と個別的意志との反立の止揚によつて、定在としての意志は、それ自らにおいても、それ自らにとりても自由なる意志となる。かくて意志は、抽象法における自らの現れたる人格その者を對象とするに至り、自己その者の内面に自己の定在を保つこととなる。それは正に道德の立場である。<sup>9)</sup>

——道德的意志の外部に發現されたものは、固有の意義における行爲であり、道德的意志は、みづからの活動につき、豫見された範圍においてのみ自己の行爲を認め、外界に惹起された結果の

6) *ibid.* §§ 41, 45, 46.7) *ibid.* §§ 71-74.8) *ibid.* §§ 82, 83.9) *Phil. d. R.* §§ 104-105 ; *Encycl.* §§ 502, 503.

中で、豫見に基いて生じたものだけを自己の責任と認める。然るに思惟する主體における故意 (der Vorsatz) は單なる個別的内容を包含するばかりではなく、更にこれらの内容を統一する普遍性の方面、即ち志向 (die Absicht) をも包含してゐる。そして志向の内容は、自己、他人、及び萬人の福祉 (das Wohl) に他ならぬ<sup>11)</sup>。しかも道德の終極目的は、個々の福祉に求めらるべきではなく、絶對的妥當性を有する善 (das Gute) その者たるべきであり、みづからの普遍性と無限性を把持せる意志が良心 (das Gewissen) として之に對應するのである。<sup>12)</sup>

直接に法の世界においてその定在をあたへられた自由は、道德の世界における内面的反省によつて善にまで規定されるけれど、其處では尙單に抽象的普遍性を具有しつゝ、純主觀的なる良心と相並んで、更により高き階段への發展を待ち構へてゐる。斯くして法并びに道德における兩様の抽象的要素の統一として、即ち己れ自らを反省する意志及び外部の世界の裡に實現された善の純粹なる理念として、人倫 (die Sittlichkeit) の世界が現れる。それは、實在及び必然性として存在すると共に、主觀的意志としても存在するところの實體としての自由であり、理念がそれ自らにおいて且つそれ自らにとりて普遍的なる存在に到達した境地である。<sup>13)</sup>

## 十

嚮きに私は、ヘーゲルの哲學においては、あらゆる社會的なるものは、客觀的精神の世界にそ

10) Phil. d. R., §§ 115-118.

11) Phil. d. R., §§ 119, 121, 125; Encycl., §§ 505, 506.

12) Phil. d. R., §§ 129-130, 137.

13) ibid. §§ 33, 141.

の生長の地盤をあたへられてゐると述べたが、とりわけ "Sittlichkeit" の世界において、社會的なるものは、精神の内面的發展の様相として、その眞趣を發揮し來るのが看取される。「人倫は客觀的精神の完成であり、主觀的精神及び客觀的精神その者の眞理である」<sup>1)</sup>。それは、自然的特殊の意志に對しては普遍的なるものとして現れるが、法并びに道德の抽象的普遍性に對しては具象的なるものとして現れ、法の外面性と道德の内面性とを雙つながら兼ね具へるものとして存在する。それは個人に向つて法則を課するものとして、絶對的權威を有すると共に、個人に固有なる本質として、後者の内奥の生命の裡にその働きを示すのである。<sup>2)</sup> そして斯様に "Sittlichkeit" が個人の實在性と合體する方面は、個人の第二の天性 (eine zweite Natur) を意味するところの "Sittlichkeit" に他ならぬのである。<sup>3)</sup>

人倫は、かくの如く個別的なるものと普遍的なるものとの統一を意味するものとして、生命ある有機的全體として理解されてゐるのであるから、<sup>4)</sup> その發展は、器械的に、原子論的に、個人の集積の構想によつて説明さるべきではなく、直接にあたへられた統一の分化によつて間接なる且つ完成せる統一に進み行くところの全體の發展として説明されなければならぬ。而してその直接なる統一を成すものは家族であり、分化の階段は公民的社會 (die bürgerliche Gesellschaft) に當り、國家において間接なる且つ完成せる統一が實現されるのである。<sup>5)</sup>

1) Encycl., §513.

2) Phil. d. R., §§ 146, 147.

3) ibid., §151.

4) cf. Phil. d. R., § 258; Die Vernunft in der Geschichte, II, 3, 6.

5) cf. Fischer, Geschichte der neueren Philosophie, VIII, 2, (2.A.) S. 713.

直接なる又は自然的なる人倫的精神は、家族であるが、家族は、婚姻、家産及び育児の三方面において完成される。<sup>6)</sup> 婚姻において、二個の自然的人格者は一個の人倫的人格者に化する。家族は自然的人倫的全體であり、個々の人格者による契約の見地から、その本質を説明さるべきものではない。婚姻の主觀的出發點は二つの人格者の特殊の傾向であるが、婚姻における人倫的要素は客觀的目的としての統一の意識、及びこれに伴ふ愛、信賴、並びに個人的全存在の共同性にする。<sup>7)</sup> 而して家族は人格者として所有權の裡にその外面的實在性を有するのであるが、抽象的所  
有權において、單なる個人の特殊の慾望の要素たるものは家族の財産にあつては、共同のための配慮及び利用において人倫的なるもの (das Sittliche) に變化する。家産は家族の構成員の共有財産であつて、彼等の特殊の財産たるものではなく、家長によつて管理されるのである。終りに、婚姻による統一は、實體的には單に情操たるに止まり、二つの主體に分れて存在するものであるが、子において、それ自らにとりての存在を獲得するに至る。<sup>9)</sup>

家族は自然的に、主として人格の原理により、多數の家族の對立として現れ、それ／＼獨立の具象的人格者として外面的に對峙する。かくてその概念の形態において家族の統一のうちに結合されてゐる要素が發展し分化するときは、公民的社會の成立を來す。<sup>10)</sup> 特殊的目的たり、欲望的全體

6) Phil. d. R., § 160; Encycl., § 517.  
7) ibid. §§ 162, 163.  
8) ibid. §§ 170, 171.  
9) ibid. § 173.

たり、自然必然性と恣意との混合物たる具象的人格者は、この公民的社會の原理であり、斯かる特殊的人格者が、同じやうな他の特殊性との關係に立ち、各人格者が他の人格者により、即ち他の原理により媒介されて、みづからを妥當せしめ満足するのが、公民的社會の特性である。かやうにその實現の上において普遍性によつて制約された自利的目的は、相互的倚存の組織を設定し個人の生存、妥當及びその法的存在は、すべての他人の生存、安寧及び權利と連結され、斯かる關聯によつてのみ實現され、確保され得る状態を呈する。この組織は外面的國家(der äusseren Staat)とも呼び得らるべきものである。斯く分裂した理念は、特殊なるものに與へるに、すべての方面に向つて自己を發展する權利を以てし、普遍的なるものに與へるに、特殊なるものゝ根據及び必然的形成として、はた特殊なるものに對する威力として、その最終の目的として臨む權利を以てする。それは、人倫がその限界に沈淪せる世界であり、理念の實在性の抽象的要素が顯著に展開された状態であると言はねばならぬ。<sup>10)</sup>個人はこの外面的國家の公民としては、自己の利益を目的とするところの私人(Privatperson)である。然るに彼等の目的は普遍的なるものによつて媒介される故、彼等は、自己の知識、意欲及び活動を普遍的な仕方<sup>11)</sup>で規定し、この關聯の連鎖の一部分を成すことによつてのみ、彼等の目的を達することが能き<sup>12)</sup>。

公民的社會は三個の要素を含む、その一は欲望の組織であり、その二は裁判による所有權の保

10) *ibid.* § 181 — ヘーゲルが家族及び國家なる客觀的精神の兩發展階段の間に公民的社會の階段を置いたことは彼の獨創的功績であると認められてゐる (cf. Lasson, a. a. O. S. LVI; Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. A., 1920, SS. 87-88).

11) *ibid.* §§ 182-184.

12) *ibid.* § 187.

護であり、その三は警察及び産業團體である。——公民的社會における各人の目的は主觀的特殊性の満足でありながら、しかも他人の需要並びに恣意との關係において、普遍性をして妥當せしめるところから、この有限性の範圍において合理性が發露するに至る。斯かる見地から出發して、この欲望の組織の考察を試みる科學は國民經濟學である。<sup>13)</sup>動物の欲望の範圍は制限されて居り、その満足の手段及び方法も亦制限されてゐるが、人間はこの方面においても、被限定性から脱離せむとする傾向を有し、彼等の欲望はその満足の手段と共に複雑となつて行く。具象的欲望は個々の部分にまで個別化され、より抽象的な欲望となる。それに伴うて、欲望の満足の手段並びに方法も亦分割され多様となる。かくて生産は特殊化され、分業が發達し、個人の生産の分量は増大するけれど、彼の勞働は單純な抽象的なものとなり、その結果機械が人間を驅逐してその地位を奪ふに至る。そして斯かる勞働と欲望の満足との依存性及び反對性において、主觀的利己心は他の全員の欲望に貢獻することとなり、各人が自己のために勤勞し、生産し、享樂するときはおのづから他人の享樂のために勤勞し生産する結果となるのである。しかも斯かる欲望の組織に各人が參加する可能性は、資本により、技能により、偶然的事情によつて制約されるために、必然に個人の財産の不平等を招來せざるを得ないのである。<sup>14)</sup>

公民的社會においては、法律が制定され、公布される。そして公けの力によつて、法律の適用が行

13) *ibid.* § 189.

14) *ibid.* §§ 190-191, 196-200.



はれ、公民はいづれも裁判所に出訴する権利をあたへられる。<sup>15)</sup>更に公民的社會の安寧のために及び身體財産の保護のために、公けの力たる警察が設定され、公民的社會の外面的秩序の維持に任ずる。<sup>16)</sup>尙ほ家族の構成員たる地位を去つた個人は、第二の家族たる産業團體 (die *Korporation*) に屬して、安んじて自己の職業に従事し得る途が與へられなければならぬ。

客觀的精神の最終的發展階段は、家族の構成原理たる愛の感情と、公民的社會の構成原理たる抽象的普遍性との統一を意味するところの、自覺的人倫的實體としての國家である。<sup>13)</sup>社會契約説における個人主義的國家觀によれば、個人その者の利益が國家的團結の最終の目的であり、従つて國家の構成員たるや否やは、個人の任意たるものと認められてゐる感がある。然るにヘーゲルの哲學においては、反つて個人は、客觀的精神たる國家の構成員たることによつて初めて、客觀性、眞理及び人倫に參與するのであつて、團結その者が團結の眞正なる目的たるべきである。けだし眞理は普遍的意志と主觀的意志との統一を意味し、個人は國家においてのみ合理的存在を有するからである。<sup>19)</sup>科學的考察においては、精神の發展が家族及び公民的社會から國家へ向ふものとされるけれど、實在の世界においては、國家はむしろ最初にあたへられ、その内部において初めて家族が公民的社會にまで形成されるのである。<sup>20)</sup>

15) *ibid.* §§ 219, 221.16) *ibid.* § 230.17) *ibid.* §§ 253-256.18) *Encycl.* § 535.19) *Phil. d. R.* § 258; *Vern. in der Gesch.* II, 3 a.20) *Phil. d. R.* § 256.

ヘーゲルの定義によれば、國家は人倫的理念の實在である、みづからを思惟し、識知し、自己の識知する所を、自己の識知する限りに於いて實行するところの、公明なる、自覺せる、實體的意志である。國家は風習 (die Sittē) において、その直接の存在を有し、個人の自覺において、個人の知識及び活動においてその間接の存在を有する。<sup>21)</sup> 家族及び公民的社會の私法及び私益の範圍に對しては、國家は一方には外部的必然性たり、優越せる力として現れるが、他方には家族及び公民的社會に内在する目的であり、その終極目的と個人の特殊的利益との統一からして自己の力を獲得するのである。<sup>22)</sup> 精神はその概念の理念的範圍たる家族及び公民的社會の裡に有限的なるものとして自己を分裂せしめた上、その理念性からして自らにとりて無限なる實在的精神に發展するのであり、従つて右の二者とひとしく、個人の集團をその有限的實在の素材として有する。<sup>23)</sup> 國家において、精神は單に必然性又は現象の世界としてでなく、またその理念性として客觀的であり、實在的である。そして理念性における必然性は、己れ自らの内部における理念の發展であり、主觀的實在性においては政治的情操として、客觀的實體性においては國家の政治組織として、現れるのである。<sup>24)</sup>

## 十一

以上の考察によつて明かなやうに、ヘーゲルは十分なる自覺を以て、社會的なるものゝ存立の

21) Ibid. § 257.

22) Ibid. § 260.

23) Ibid. § 262.

24) Ibid. §§ 266, 267.

根本原理を意志に求めたのであるが、謂ふ所の意志は、社會契約説におけるやうな經驗的個人の有限的特殊的意志ではなくて、一切の有限的特殊的意志をして成立せしめ活動せしめる根元たる無限的普遍的意志であり、人類の社會生活のあらゆる様相は、それ自らにおいて且つそれ自らにとりて自由なる意志の理念が、内面的論理的發展を遂げつゝ、定在の世界を順次に支配して行く種々の階段たるものと説かれてある。かくてヘーゲルの哲學において社會の原理とされてゐる自由意志は、必然に全く合理的なる意志であらねばならぬ。實にヘーゲルの見解によれば、睿知 (die Intelligenz) が思惟の内容の規定者として己れ自らを識知する所に、意志は顯現するのであり、<sup>1)</sup> 普遍的なるものが己れ自らを規定する自由こそは、意志の本質に他ならぬ。<sup>2)</sup> されば一切の實在の世界は、根本において、絶對的思惟の論理的開展を意味するものと言ふべく、人類の社會生活は、自然の世界に沈淪した精神が、個人的意識の世界に復歸した後、客觀的意志として誇らしく活動を開始し、睿知のかしこき指導の下にみづからの本質たる自由を實現する過程と觀られるのである。

前述の如く社會契約説においても、意志、殊に理性によつて導かれる意志が、社會存立の根據をあたへるものとされて居り、社會を構成する各人において、合理的意志が非合理的なる感情又は欲望を制約することによつて社會は成立するものと説明されてゐる。併しながら其際理性と呼

1) Encycl. § 469.

2) Phil. d. R. § 521.

ばれる所のものは、個人に經驗的に生有せる抽象的能力として概念されてゐるのであつて、その指導の下に衆人の意志が社會契約において合致するに因つて生まれる統一は、單に抽象的普遍的者たるに止まり、特殊なる意志の多樣性を内面的に有機的に一の社會的全體にまで構成するところの原理ではない。されば社會契約によつて成立する社會狀態は、恰もヘーゲルの哲學において、客觀的意志が自己の絶對的統一を分裂せしめて、特殊の自利的人格者の並存狀態を實現してゐる公民的社會に對應するものである。<sup>3)</sup>之に反してヘーゲルの意味における國家は、主觀的意志と普遍的者との統一たり、具象的普遍性において各人を有機的倫理的全體にまで結合する所の實體的意志たるものと思惟されて居るが、しかも公民的社會を成立せしめる原理たる抽象的意志も、國家を成立せしめる具象的意志も、共に唯一の超越的意志が、必然的に發展する各個の態様として理解されてゐる所に、社會契約説において見られない形而上學的思想の深さと、歴史的意識の豊かさが窺はれるのである。尙ほヘーゲルのきづき上げた客觀的精神の世界の體系においては、各個の様相における社會の根柢には透徹せる自覺に生きる睿智が潜んでゐて、みづからの論理的發展の歸趨を凝視して居り、あらゆる社會的形象は、その實在的形態において、既に至き合理性の價値に充つべきものと規定されてゐるが、ヘーゲルによつて置かれた形而上學的世界の高きにおいてのみ、それらの形象は斯かる使命の嚴さに堪へ得るものと言ふべきであらう。

3) cf. Encycl., § 523.

4) Vern. in der Gesch., II, §, a